

## ○食物アレルギーに係る事項について

通し番号	要旨	補足（理由、関係する資料箇所など）	消費者庁回答
1	アレルギー表示は人命にかかるものなので、特定原材料及び特定原材料に準ずるもの対象品目は、症例の内容や数によってあくまでも決めるべきで、「28品目数を目安」とすることに拘泥すべきではないと考えます。(今回の改正に賛成です)	資料2、66ページ	特定原材料等の対象品目を28品目とする考えについては、あくまで現状において表示対象となっている品目による症例数が、症例数全体の概ね9割以上をカバーしていることを踏まえた上での目安です。表示の必要性が相対的に低下してきた品目を特定原材料に準ずるものから削除する際は、これまで表示対象としてきた効果によりアレルギー患者等が当該食品の消費を回避し、症例数が抑えられている可能性があることも考慮して、追加する場合よりもより慎重に行う面があるものと考えており、健康危害の発生を防止する観点も踏まえ見直しを検討していきたいと考えます。
2	消費者庁の「食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング」のメンバーを教えていただきたい。 患者会にヒアリングしているとしたらその実績を教えていただきたい。		メンバーについては、参考資料3（食品アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング構成員名簿）のとおりです。 お尋ねの患者団体とはアレルギー表示等に関し普段に意見交換等を行う機会があり、カシューナッツの特定原材料への追加については特段反対意見はないものと承知しています。 なお、食物アレルギー表示制度は、事業者に対し、罰則を伴う義務を課して特定の事項の記載を求める制度であることから、新たに特定原材料（※）を規定する際には、相応の根拠が必要となります。 ※ 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの（食品表示基準について（平成27年3月30日付け消食表第139号） そのため、検討に当たっては医学的、分子生物学的見地等に立った専門家に意見を求めるものです。（参考：参考資料4（食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング申合せ事項））
3	ナッツアレルギーの交差反応性について知りたいです。	食品表示部会を通して、諸外国ではナッツ類を「木の実」とまとめて表示義務化する国がある中、日本ではナッツの種類ごとに検査法を確立し、義務化を進めることで、アレルギー疾患を持つ消費者が「このナッツなら食べられる」と商品選択できる制度を独自に作りあげてきたことが分かりました。木の実と一括りにせず、分けて表示することによるメリット（ナッツ類の交差反応性）について機会があれば理解を深めたいです。	令和7年1月21日に行った“第7回食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング”では、ナッツ類の交差反応性について、“くるみとペカン”、“カシューナッツとピスタチオ”が言及されています。
4	規制するに当たっては、検知法が必要です。その公定法の開発には時間がかかるため、その準備はどのようにされているか教えていただきたい。 「特定原材料に準ずるもの」の検知法がどれだけあるかを教えていただきたい（可能な限りで）。	今回のカシューナッツも検査法開発まで数年かかることもあるので、手順（次は何の検査方法を強めていかないといけない等）があるのかを知りたいと考えた。	カシューナッツの検査法については、令和4年5月30日に行った“第3回食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング”において、「次回以降、（中略）カシューナッツを中心とした議論が必要になってくる」とされたことを踏まえ、令和5年度より試験法開発事業を進めてきました。 なお、令和7年1月21日に行った“第7回食物アレルギー表示に関するアドバイザーミーティング”では、次回の全国実態調査を受けて新たに特定原材料とする必要性が生じている食品についての指摘はありませんでした。 「特定原材料に準ずるもの」の検査法について、確認できたものは机上配付資料のとおりです。